

水質汚濁防止法と千葉県環境保全条例の概要

今回の改正部分

水質汚濁防止法
特定施設（第 2 条） （汚水・廃液を排出する施設で政令で定めるもの（101 種類））
排水基準（第 3 条） ※排水基準を定める省令で排水基準を規定 【六価クロム化合物の排水基準の改正】 ○六価クロム化合物：0.5 mg/L → 0.2 mg/L 令和 6 年 4 月 1 日施行予定

千葉県環境保全条例 （県独自の水質保全規制）
特定施設（第 19 条） （汚水・廃液を排出する施設で規則で定めるもの（4 種類*）） ※法より小規模な施設及び横出し施設が対象
排水基準（県独自の基準）（第 20 条） ※施行規則で排水基準を規定 【六価クロム化合物の排水基準の改正】 ○六価クロム化合物：0.5 mg/L → 0.2 mg/L 令和 6 年 4 月 1 日施行予定

* 特定施設の種類

- 1 油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設
- 2 ばい煙又は粉じんの湿式処理施設
- 3 畜産農業又はサービス業の用に供する施設
 - イ 牛房施設
 - ロ 馬房施設
 - ハ 鶏舎
- 4 特定ちゅう房施設及び特定ちゅう房施設の排水処理施設